

平成19年大阪市条例第53号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第2項中「大阪市環境事業局」を「大阪市環境局」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。